

東京建物グループ贈賄防止指針

1. 贈賄の禁止

東京建物グループは、国内外の公務員またはこれに準じる者（以下「公務員等」という。）に対し、営業上の不正の利益を得るために、直接・間接を問わず、金銭その他あらゆる有形・無形の利益の提供またはその申し出・約束をしたりする贈賄行為を容認しません。

2. 関係法令の遵守

東京建物グループは、公務員等に対し、贈賄行為を行わないよう、各国の関係諸法令（以下「関係法令」という。）を遵守した事業活動を行います。

3. 教育啓蒙

東京建物グループは、東京建物グループの事業活動において、本指針が適切に実践されるよう、東京建物グループの役職員（以下「役職員」という。）に対して、教育・研修を行います。

4. 支払記録の管理

東京建物グループは、役職員が公務員等に対して接待・贈答その他の経済的利益を供与する場合は、関係法令・社内規程等を遵守し、その全てについて、適切に記録します。

5. 違反時の処置

東京建物グループは、関係法令に違反したまたは本指針に違反した役職員に対しては、社内規程等に基づき、厳正に対処いたします。

6. 改定

東京建物グループは、関係法令を遵守するため、必要が生じた場合、速やかに本指針を改定します。

制定 2020年7月1日